

「置くに置けぬ」では「先用後利」もままならぬ

発行：日本置き薬協会 事務局

内閣府消費者委員会事務局は、特定商取引専門調査会が発表した「中間整理」への意見を9月末までに募集する事とした。訪問販売である配置業界においては、その対応について協議が行われていた。(一社)全国配置薬協会(会長 塩井保彦)は単独で、(一社)日本配置販売業協会(代表理事 右近 保)、(一社)日本置き薬協会(代表理有馬純雄)、北海道置き薬協会(代表 三枝正樹)は、連名で次の意見書を提出した。

配置販売は、江戸時代中期から三百年以上続いてきた「人と人の信頼関係」に基づく「先用後利」の精神(お客様に先にくすりを使ってもらい、後でその代金をいただく方法)により、日本人の日常生活に根付いてきた日本独特の他に類を見ない販売システムであり、特に、お客様との信用、信頼を基盤とする商法です。

この販売方法は、お客様を訪問し、ご了解をいただいたうえで、くすり箱(医薬品)を置かせていただくことによりスタートする方法であり、しかも代金の請求権はお客様が医薬品を開封して初めて生じる販売システムです。

このため、配置販売業界にとっては、現行の再勧誘禁止規定の規制強化(不招請勧誘の制限、禁止)は、使用する見込みがなくとも、くすり箱を置いていただくことから販売が始まるという配置商法の根幹に関わるうえ、日本で生まれ、長年にわたり国民の保健衛生向上や健康の維持増進に貢献してきた配置販売システムの衰退に繋がるものと憂慮しています。

現在、国においては、国民の「健康寿命」の延伸を目指して、地域包括ケアシステムの構築や、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりの一環としてセルフメディケーションの推進などに取り組むこととされております。

こうした取り組みにあたっては、各家庭の状況を一番的確に把握している配置販売業者が、高齢者の生活支援や見守り役のほか、セルフメディケーション推進の担い手として、果たす役割はますます高まるものと期待されております。

又、配置販売業者は、平成18年改正薬事法(現在は、薬機法)において、資質向上努力義務が課せられ、平成21年3月厚生労働省医薬食品局総務課長通知により、配置販売業に関する倫理、関連法規の教育が義務付けられております。配置販売業は、販売形態が訪問販売であり、特定商取引法の適用を受けていることから、毎年継続的に特定商取引法に関する講座を消費者目線に立って行っている実績があります。

上記を踏まえ、一律に所謂飛び込み営業及び不招請勧誘の規制・禁止をおこうことに大きな危惧を抱いております。

消費者側に立って、どの業界はいいというより、どの業者なら大丈夫であり、安心できるかについても御議論を進めて戴きたい。

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-3917-9081

日 置 協